

## 住宅用敷地取得に係る誓約書

敷地取得のための資金として住宅貸付金を借用したうへは、地方職員共済組合組合員貸付規程の定めるところに従い、借用後5年以内に住宅建設に着手いたします。

万一、上記に違背することがありましたら、残存借入金を即時弁済することを誓約いたします。

令和 年 月 日

地方職員共済組合大分県支部長 殿

所属所名 \_\_\_\_\_

組合員番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

貸付番号		取得予定敷地 の地名地番	
貸付年月日	年 月 日		
貸付金額	円		
住宅建設 予定年月日	年 月 日	地 目	

(参考)

地方職員共済組合組合員貸付規程第10条の2

借受人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、支部長は貸付を取り消し、貸付金の残額及び利息の即時弁済を命ずることができる。

- (1) 第3条第3項の規定により住宅の敷地を取得するために貸付けを受けた日から5年以内に住宅の新築、増築又は改築の工事に着手しない場合